

オンデマンドバスで外出促進

町内を巡回する福祉バス(マイクロバス)がオンデマンドの元気バス(9人乗り)になって
外出しやすくなりました(実施主体は社会福祉協議会)

住民側の

メリット①行きたい場所に行きたい時間に移動可能(停留所は町内154か所)

メリット②タラップが低いので杖が必要な人でも利用可能

メリット③乗車時間が短くて済む

メリット④家族の支援を受けずに外出ができるため、気兼ねなく出かけられる

行政側の

メリット①講演会やイベント、教室への参加を促す時に、移動手段があると誘いやすい

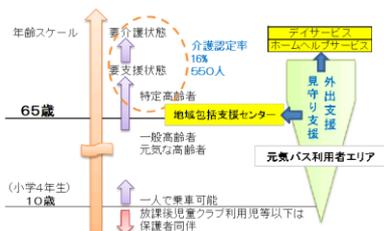
②そのことにより参加者が増えた

③外出することで、人との交流の時間が増え、高齢者の心身の健康維持につながる

④町内をさまざまに運行しているため、常時徘徊している高齢者を見守ってもらえる



元気バス支援エリア



オンデマンド交通とは

○オンデマンド交通

- 予約制の乗り合いバス
- 乗り合いによりタクシーより高効率
- 乗客がいなければ移動せず、路線バスより高効率
- 多数のバス停を設置できるためバス停への便が良い

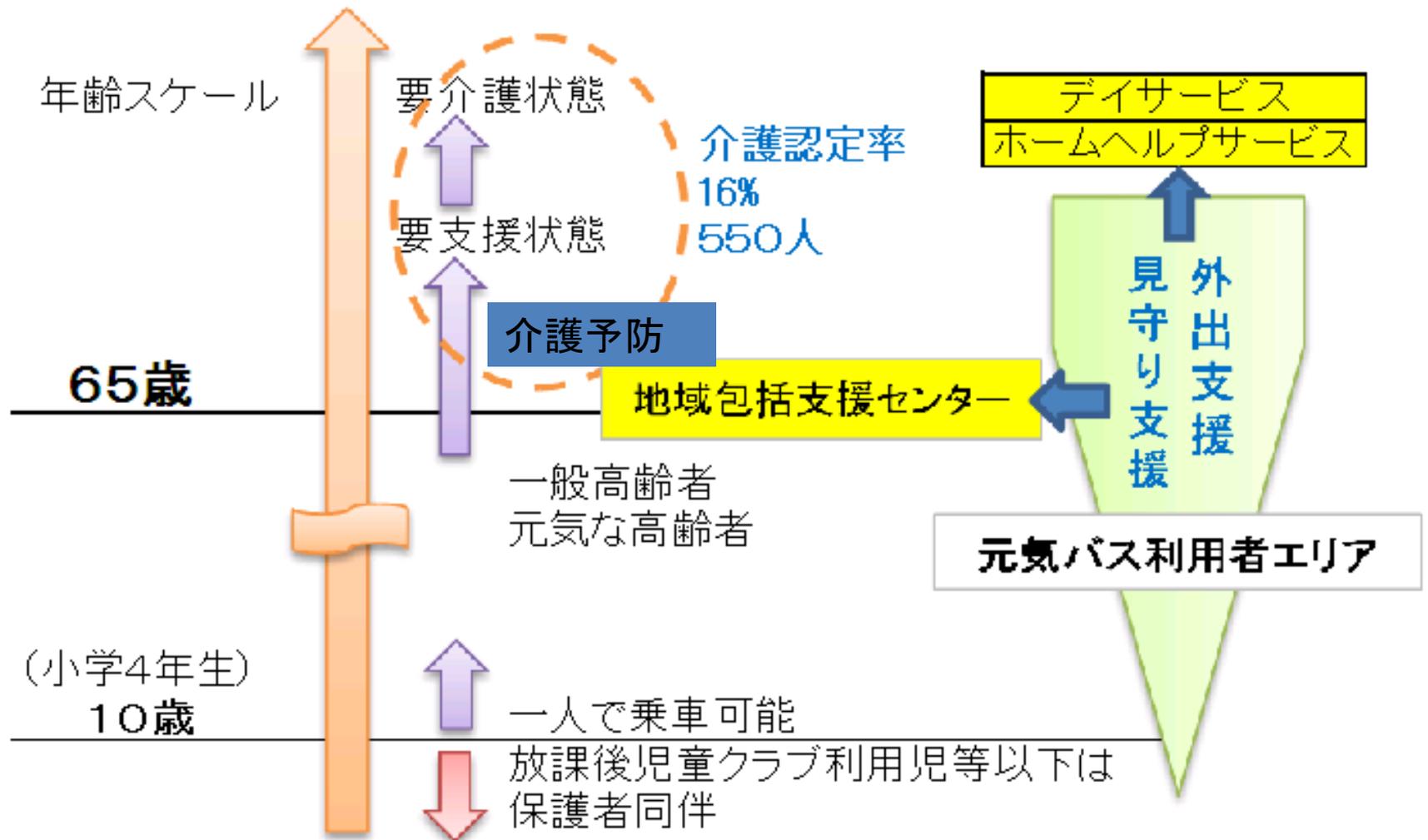
高いポテンシャル
社会からの期待
普及への課題



基本理念 明るく・元気で・長生き

- 運転する「よろこび」から出かける「たのしみ」へ
- 車は移動手段であって「いきがい」にはいけない
- 「出かけさせる」という外出支援サービスを展開する
- 「生活している・生きている」というシグナルから生活弱者を地域で見守る体制づくり
- 社会福祉協議会を軸にICTを活用した「ちいさなきずな」づくり

元気バス支援エリア



地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例②（オンデマンドバス）

①市区町村名	玉城町
②人口（※1）	15,516人（平成25年3月31日）（ ）
③高齢化率（※1） （65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）	65歳以上 3,555人 22.9%（ ） 75歳以上 1,819人 11.7%
① 取組の概要	オンデマンドバス（元気バス）により高齢者の社会参加や見守りが促進された事例
⑤取組の特徴	社会福祉協議会がオンデマンドバスを走らせているが、そこに配置されたオペレーター及び運転手、地域包括職員の連携により、デジタルだけでは解決できないニーズに対応可能となっている
⑥開始年度	平成21年度
⑦取組のこれまでの経緯	平成21年11月運行開始 平成22年8月2台体制に（従来の福祉バスの1路線廃止） 平成22年11月3台体制に 平成22年12月ITC事業開始 平成22年12月31日 福祉バス廃止 平成23年1月4日～ フルデマンド方式に 平成24年8月～ 乗降時、地域福祉への賛助費お願い開始（強制ではない）
⑧主な利用者と人数	通院・買い物・各種行事・介護予防教室参加者 登録者228名中210名が65歳以上高齢者 （元気バス全体登録者：1,155人）
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	実施主体：玉城町。運行管理を町社会福祉協議会へ委託。
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	・運営委託費 24年度実績 19,888千円
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	・平成21年度～24年度の間、三重県ふるさと雇用再生特別基金事業市町等補助金を受ける。（H21 3,778千円 H22 12,698千円 H23 24,708千円）
⑫取組の課題	・オペレーターを通じての電話予約は土・日・祝祭日は不可である。予約は町から貸出しているスマートフォン、官公庁や医療機関など人が多く集まる場所に設置されているタッチパネル端末からであれば24時間365日予約可能であるが、現在の利用者の主流となっている高齢者の多くは機器へのなじみが少なく、ほとんどが電話での対応であり、IT機器がうまく利用されていないことへの対応 ・決まった時間帯に開催される介護予防教室への参加者が増大することにより、同時間帯に利用したいと考える方が利用できないといった不都合の改善 ・緑ナンバーと運賃の問題
⑬今後の取組予定	・高齢者が取り扱いやすい機器（見守りケータイ）への移行と、利用者拡大。
⑭その他	・玉城町では、認知症サポーターさくらによる「徘徊高齢者見守り訓練」を実施

	<p>施し始めているが、元気バスは地域を巡回しているため、認知症高齢者を発見する機会が多い。介護予防事業等への参加を活用し、元気バスの運転手になじみの関係になってもらい、見守りの支援体制が作れるようにしていく。そのことにより安心して徘徊できるまちづくりが可能になる</p>
⑮担当部署及び連絡先	<p>社会福祉協議会 0596-58-8181</p>

- ※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。
- ※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。
- ※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。

認知症サポーター

サポーターさくらが認知症の方を地域で支えます

サポーターさくらのメンバーは地域で生活する普通の人

Aさんの活動:昔からの友達のひとり暮らしの認知症のBさんの隣に住むAさんは毎日Bさんの部屋の明かりを気にしています。Aさんが町で実施されるイベントや教室があると、必ずBさんを誘って出かけます。Bさんの日常に変化(服を着替えていないみたい等)があると、必ず、包括支援センターに連絡してくれます。

Cさんの活動:近所に住むひとり暮らしのDさんはお医者さんが嫌い。服薬や定期検診が必要な疾患を有しているDさんのために、病院を予約して一緒に通院してくれています。Dさんのことで心配事が生じた場合は、すぐに包括支援センターに相談してくれます

Eさんの活動:夫婦二人暮らしのFさん。Eさんは古くからのFさんのサークルの仲間です。そのサークルでFさんのもの忘れを伴ったその場に即しない行動が問題になってきました。Fさんのご主人はFさんの変化に気づいていない様子です。Eさんはそのことを包括支援センターに報告し、どのように対応していけばいいか話し合いを行い、ご家族の理解を求めようになりました

些細なことだけれど、大切なこと。難しくはない誰にでもできること。

サポーターさくらのこのような活動が地域を支えて、認知症になっても暮らしやすい玉城町を作っていきます



おそろいのユニフォーム



徘徊見守り訓練中



介護施設での寄り添い支援

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（サポーターさくら）

①市区町村名	玉城町
②人口（※1）	15,516人（平成25年3月31日）（ ）
③高齢化率（※1） （65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）	65歳以上 3,555人 22.9%（ ） 75歳以上 1,819人 11.7%
① 取組の概要	自主活動グループ 認知症サポーターさくらが地域の認知症高齢者とその家族を支える
⑤取組の特徴	認知症サポーター養成講座を90分3回連続で実施し、そのうち2回以上の出席者であれば「サポーターさくら」に登録可能。 実際認知症と診断された方でも会員となれる 活動を地域包括支援センターが支えてる 介護相談員が運営委員となっているため、地域の介護サービス事業所での活動が円滑に行われている
⑥開始年度	平成20年度
⑦取組のこれまでの経緯	別添参照
⑧主な利用者と人数	会員数127名
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	自主活動グループとなっているが、事業の実施に関しては共催という形で地域包括支援センターがバックアップしている
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	講演会の講師料、講演会や会議室の部屋の確保、サポーター養成事業に必要な消耗品の購入等必要経費であるが、全て共催であるためサポーターさくらの独自事業への予算は計上していない
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	なし
⑫取組の課題	サポーターさくらの会員が地域偏在している。認知症の学習を続けて認知症に理解のある地域とそうでないところでは認知症の方への対応が異なる。今後サポーターの少ない地域でサポーター養成講座を実施する必要がある
⑬今後の取組予定	25年度はこれまでの3回連続のサポーター養成講座の実施、地域の介護サービス事業所支援、介護予防教室の運営支援、地域での見守り等の他に、徘徊高齢者見守り訓練を希望する地域で実施する
⑭その他	完全なる自主活動グループとなり独立するためには財源確保が課題である
⑮担当部署及び連絡先	地域包括支援センター 0596-58-7373

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。

サポーターさくら平成25年度事業計画（案）

1、登録会員数：127名（平25年5月11日現在）

＜ 今年度のサポーターさくら活動目標 ＞

認知症の人へのかかわり方についての理解を深めるための活動を展開する

2、活動内容

① 研修会の参加、協力、実施

・認知症サポーターを地域に増やしていくために、地域包括等と協力のもと研修会を開催し、自らも研修会に参加し、認知症についての地域の理解を深めていく。

1、キッズサポーターの養成

小学校高学年、中学生を対象に養成

教育委員会と連携し、其々の学校で実施できるよう働きかけを行う。

2、積極的に地域や商工会、JA、銀行等でミニ講習会を開催

3、認知症サポーター養成講座の開催（3回シリーズ4月～7月頃）

平成25年度認知症サポーター養成講座・第1回 6月頃

平成25年度認知症サポーター養成講座・第2回 7月頃

平成25年度認知症サポーター養成講座・第3回 8月頃

4、スキルアップ研修の開催（内容：家族支援 10月頃）

② 認知症予防への取り組み

・健（脚）健（脳）教室への参加、協力

③ 徘徊高齢者見守りネットワーク構築への取り組み

・プレ徘徊高齢者見守り訓練の実施（4月20日実施スミ）

・徘徊高齢者プレ見守り訓練2回目の実施 秋月頃（玉城苑地区）

④ 認知症の正しい理解と介護についての啓発への取り組み

・徘徊対応についての普及啓発劇を制作し、ケーブルテレビで放映してもらう

・認知症の正しい対応方法シリーズ（さくら小劇場）の再放映

⑤ 施設等の行事への参加、協力

・介護施設等に出向き、認知症の人に少しでも楽しい時間を過ごしていただけるよう、行事や外出支援等のお手伝いを行う。

・対象施設：はなのその、ケアハイツ玉城、桜の里、宮古ヒルズ、弘樹苑、社協デイサービス

⑥ 認知症の高齢者及び家族等への個別支援

・認知症の人がより充実した日々を送れるように、家族の介護負担が少しでも軽減できるように、出来る個別支援を実践していく。

・個別支援が責任持って出来るように、見守りや、コミュニケーションのスキルアップを重点的に行う。

・内容と条件が合えば、基本的には二人一組で支援していく。

⑦ サポーターさくらの周知

・活動をとおして地域での互助の繋がりを深め、さりげない見守りができるような地域づくりを実践していくために、サポーターさくらの活動を積極的にPRしていく。

・広報たまき、ケーブルTVの活用（養成講座を流す）

・認知症サポーター養成講座やイベントに参加する等で、チラシを配りPR、会員を増やす。

・認知症ステッカーを地区に増やしていく

⑧ 会員同士の交流会 冬頃

サポーターさくら 会則

(名 称)

第1条 本会はサポーターさくらと称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は玉城町地域包括支援センターに置く。

(目 的)

第3条 認知症サポーターとしての活動を通して地域の繋がりを深め、住民同士が支えあいながら安心して玉城町で生活していけるような地域づくりをしていくための活動を展開していく。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をおこなう。

- (1) 認知症サポーターの育成(研修会への参加、協力、実施)
- (2) 介護施設等の行事への参加、協力
- (3) 認知症高齢者及び家族等への個別支援
- (4) サポーターさくらの周知
- (5) その他

(会 員)

第5条 本会の会員は認知症サポーターとしての研修会に参加し(オレンジリングを付与)、本会の趣旨に賛同された方を会員とする。

- 2 入会については、運営委員会で諮り決定する。
- 3 退会については、運営委員会で諮り決定する。

(運営委員)

第6条 本会に運営委員5名ないし10名を置く。

- 2 運営委員は会員の中から立候補、推薦により等により、運営委員会において承認の上、決定する。なお、欠員が生じた場合も同様とする。
- 3 運営委員の中から、役員として代表1名、副代表2名、書記1名、会計1名、会計監査1名、事務担当1名を選出し、総会において承認の上、決定する。

(運営委員・役員の任期)

第7条 運営委員・役員の任期は2年とする。ただし再任はさまたげない。

- 2 欠員による補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任はさまたげない。
- 3 本会の年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(会 議)

第8条 会議は必要に応じ代表が召集し、その議長となる。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は必要に応じて代表が召集し、必要な事項を協議、審議する。

- 2 運営委員会は5人以上10人以下で構成する。

(総 会)

第10条 総会は毎年1回以上開き、必要な事項を協議、審議する。

(顧問)

第11条 顧問には、本会の趣旨に賛同するものの中から、運営委員会に於いて決定する。

2 顧問は必要に応じ会の運営を補佐する。

(保険)

第12条 会の活動中の様々な事故によるケガや賠償責任を補償するための保険に加入する。

附 則

この会則は平成20年6月1日より施行する。
この会則の改正は総会において決定する。

この会則は平成21年4月12日に改正、
平成21年4月13日より施行する。

この会則は平成22年4月17日に改正、
平成22年4月18日より施行する。

ぴんの会(ひとり暮らし高齢者の会)は 孤独死「ゼロ」の玉城町を目指します

- ・ **実施主体**: 玉城町地域包括支援センターと社会福祉協議会の協働事業
- ・ **協力機関**: 民生委員・児童委員、福祉協力員、地域内の医療機関、ボランティア、役場の各課等
- ・ **対象** : 玉城町内に住む65歳以上のひとり暮らし高齢者(実際にほぼ毎日の食事をひとりで取っている人) 登録は約50名
- ・ **内容** : 月に1回集まって昼食を共にして交流し楽しみの時間を共有する
- ・ **目的** : 玉城町のひとり暮らしの方が自分らしく元気に生活すると共に地域から孤立しているひとり暮らし高齢者を仲間に招き入れて、**孤独死を防止する**

24年度 ぴんの会 下半期スケジュール(※基本は第3火曜日です)

日	内容
10月16日	・消費者問題について 全国消費生活相談員協会中部支部消費生活専門相談員 坂倉 寿美子 氏
11月20日	・アグリでソーセージ(またはパン)作り(予定)
12月18日	・クリスマス会 ビンゴゲームなど
1月15日	・事務局の紹介 (玉城町社会福祉協議会と玉城町地域包括支援センターの概要について) ・民生委員さんとの交流会
2月19日	・田丸保育所との交流
3月19日	・25年度上半期のスケジュールについての話し合い (やりたいことなどがあれば)

※内容は、ぴんの会会員さんとリーダーさんとで相談して決定しています。

※24年4月時点での予定です。日付や内容は変更される場合があります。



絵手紙体験



全員集合

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（ぴんの会）

①市区町村名	玉城町
②人口（※1）	15,516人（平成25年3月31日）（ ）
③高齢化率（※1） （65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）	65歳以上 3,555人 22.9%（ ） 75歳以上 1,819人 11.7%
① 取組の概要	ひとり暮らし高齢者が月に1回集まって、昼食を共にしながら情報交換、新しい体験、知識の収集などを行い、交流を通じて孤独死を防止すると共に、ひとり暮らし高齢者が互いに支えあえる地域づくりを行う
⑤取組の特徴	社会福祉協議会と連携して事業を実施している。 会には7名のリーダーがおり、プログラムなどについて事務局と協議する。 会費制（半期1,000円）になっており、レクリエーションの消耗品などはその会費で賄う
⑥開始年度	平成22年度
⑦取組のこれまでの経緯	平成22年年末孤独死の問題が社会されたこと、高齢者が伴侶を失うことにより、閉じこもりや抑うつ状態になったりすることを防止すること等を目的に地域包括支援センターが社会福祉協議会に話を持ち込み立ち上げた。平成23年1月、広報や民生委員の各戸訪問によって勧誘する。最初は社協や包括主導でメニューを提案していたが、メンバーの提案によりメニューを決めている（これまでのメニューは別添参照）
⑧主な利用者と人数	ひとり暮らし高齢者 275名（平成24年4月） 名簿登録者は50名 平均参加人数は（別紙参照）
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	地域包括支援センターと社会福祉協議会が協働で実施。 会員の勧誘については、年2回の勧誘文書の送付の他 民生委員が声かけを行う
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	直営の地域包括支援センターであるため事務局を担う事業として実施しているため、活動場所の提供、福祉バスを利用したの外出支援を行う。 予算執行：24年実績では 送料（暮らしの健康手帳）1,160円のみ
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	なし
⑫取組の課題	ひとり暮らし高齢者の中で特に親族や地域とのつながりがなく、行政サービスも受けていない方を「ぴんの会」のメンバー同士で見守れるようになることが狙いだが、会員の皆さんにメニューを考えていただくと、自らが楽しめる企画に偏りがちである。自分たちが自分たちの仲間を見守っていくという意識を持っていただくようになることが課題

⑬今後の取組予定	これまでと同じように月に1回の活動を実施。 民生委員・児童委員から会への参加希望もあるので検討していく。それにより、 地域での見守りにつなげていく
⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	地域包括支援センター 0596-58-7373 社会福祉協議会 0596-58-6915

- ※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。
- ※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。
- ※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。

玉城町ぴんの会会則(案)

(名称、事務所)

- 第1条** 「ぴん」には、「一」の数と「最上のもの」を表すという意味があることから、主体的に高齢期を一人で生き抜いている会員の集まりである本会を「ぴんの会」と称す。
- 2 本会の事務及び運営の支援は、地域包括支援センターと玉城町社会福祉協議会が協力して行い、その事務所は地域包括支援センター内に置く。

(目的)

- 第2条** 会員は、自らの健康維持に努めると共に、好きなことに取り組み、自分らしく生きることを大切にし、他人の役に立つことをして、精神的な充足感を得るよう心がける。
- 2 例会を月1回程度持つことにより、互いに励ましあい、助けあい、悩みを分かちあい、語り合えい、笑いあうことにより、会員同士が心理的に近寄り、互いの存在が支えになり、孤独を解消し、生きる喜びを感じ、明日へつながる希望を持つことができるようになることをめざす。
- 2 会は、会員が安心して地域で生活していけるように、地域住民の支え合い活動を促進し、無縁社会の形成を防止する。
- 4 会員は、互いに終末期の限られた時間の中で生きる孤立化状態にある者に対して、精神的サポートを行う。

(理念)

- 第3条** 会員は、相互に他の会員が語る言葉に耳を傾ける「傾聴」を心がけ、互いに相手の存在を受容し、認め合う関係の中から連帯感を強め、それぞれがよい刺激を受けることによって、個人の生活の豊かさを充足するだけでなく、地域の中での絆づくりを実践していく。

(会員)

- 第4条** 会員は、玉城町に在籍する65歳以上の高齢者等で、現にひとりで日常生活を送っている者でこの会の趣旨に賛同するものとする。
- 2 現にひとりで生活する者の中には、住民票上は一人世帯になっていなくても、一緒に生活している者の入院入所などにより、事実上ひとりの生活を余儀なくされている者も含む。
- 3 65歳に満たない場合であっても、会の支援が必要と認められる場合には会員とみなす

(会員の資格の喪失。)

- 第5条** 会員は、次の一つに該当するときは、資格を失うものとする。
- 死亡したとき
 - 退会を申請したとき
 - 1年を超えて会費を滞納したとき
 - 結婚などにより同居者ができたとき

(リーダーおよびリーダー会)

- 第6条** ぴんの会は合議制とし、リーダー会を置く。
- 2 リーダー会は会員から選出された10名以内のリーダーで構成される。

- 3 リーダーは、リーダー会を開催し、会員から聞き取った要望や希望を会の運営に反映させる
- 4 リーダーは、リーダー会において、ぴんの会の運営について協議、検討する。
- 5 リーダーは、地域包括支援センター及び玉城町社会福祉協議会、その他地域の関係機関と連携しながら会の運営に当たる
- 6 リーダー会での決定事項は会員に報告し、必要に応じて承認を得る
- 7 リーダー会は通常例会の終了後開催する
- 8 リーダーの任期は2年とし、再任を妨げない。

(会計)

第11条 この会の会費を以下のように定める。

- 1 定例会開催時の会費は原則500円とする
- 2 会を維持するため、半年に1回1,000、年間2,000円の会費を徴収する。
- 3 会の途中から参加した場合、1回を超えて参加した場合には半年の会費を徴収する。また、年度途中で退会した場合においては1回のみ参加の場合のみ半年分の会費を返還する。
- 4 活動内容によって、上記以外の活動費が発生した場合は会員の自己負担とする
- 5 例会以外の活動に関しては、参加者が自己負担する
- 6 その他会を運営するに当って必要となる通信費、印刷費などは、地域包括支援センターの地域支援事業の経費として支出する。

(秘密保持)

第12条 会員並びに地域包括支援センター及び社会福祉協議会職員は、個人のプライバシー保護について留意する。

(事故に伴う補償)

第13条 参加中及び参加のために自宅から例会会場までの往復途上に生じた事故などによる傷害については、玉城町の加入する保険の範囲内で補償されるものとし、それ以外については参加者の自己責任とする。

附則

この会則は、平成 年 月 日から施行する。



ぴんの会 メンバー大募集！

「無縁社会」も「孤独死」も玉城町には「無縁」です。そんな町を目指しませんか。

地域包括支援センターでは、社会福祉協議会と協同し、「ぴんの会」を立ち上げました。同居家族を持たない方々が、互いに励まし合い、助け合い、悩みを分かち合い、楽しみ合い、語り合い支え合える関係づくりを行っていかれたらと考えています。

「今は元気だけど病気になったり、介護が必要になった時、どこで生活したらいいのだろうか」「元気な今の自分が社会に役立つことはないだろうか」「麻雀や体操やカラオケを仲間と楽しみたいなあ」「お茶を飲んで徒然なるままいろんな話をしたいなあ」「一人の食事が寂しい」など、集まっておしゃべりして、心に抱く望みや想いをいっぱい、いっぱい出し合い気の合う仲間とめぐりあいましょう。住みよい玉城町への提言もしてください。

※ぴんには「ひとつ」という意味と「一番最上」という意味があります。

あなたしかできない豊かな最上の生活に向けて共に一歩踏み出しましょう。

【メンバー大募集】

対象：65歳以上ひとり暮らしの方

日時：平成23年2月15日（火）

午前11時30分～

場所：保健福祉会館 集団検診室

内容：テーブルを囲んで食事をしながら「仲間づくり」



※参加ご希望の方は1月末までに、地域包括支援センター（58-7373）
または社会福祉協議会（58-6915）までお申込みください。
当日は昼食代1000円程度ご持参ください。

「ぴんの会」経過報告

回数	実施月	内 容	参加人数	備 考
1	23年2月	・自己紹介 ・ビンゴゲーム（レク） 【玉城町と言えば・・・の題で行う】	47	・会の発足について 包括2名 社協2名 で担当
2	23年3月	・自己紹介 ・話し合い		・各自で休憩をしながらテーマに沿ってグループごとに話し合う。 ・福祉協力員にファシリテーター依頼
3	23年4月	・「おしゃべり」「お出かけ」「料理」「役に立ちたい」等実施したいものについて話し合い	34	・グループで話し合い
4	23年5月	・前月同様	34	・グループで話し合い
5	23年6月	・料理を作ろう！ ・煮物を中心とした減塩、低カロリーな食事	33	・玉城病院管理栄養士の指導
6	23年7月	・自己紹介と歓談（これからの行事予定等）		・大雨のため中止
7	23年8月	・自己紹介と歓談	22	・社協だより8月号に活動を掲載
8	23年9月	・自己紹介と歓談	23	
9	23年10月	・リニューアルされた田丸神社社務所へ ・宮司さんのお話し ・メンバーの特技の披露（編み物・ ・ミニ誕生会	22	・10月～3月までの会費1,000円徴収 ・誕生日の方の紹介を開始 ・元気バスを利用
10	23年11月	・神照山広泰寺へ紅葉狩り ・住職さんのお話し	20	・元気バスを利用
11	23年12月	・忘年会 ビンゴゲームなど	29	・終了後に有志のカラオケを企画するが参加者無
12	24年1月	・困ったことの話し合い ・レクリエーション	25	
13	24年2月	・田丸保育所園児との交流会	25	・会費から自由帳を購入し進呈
14	24年3月	・次年度のぴんの会のメニューについて話し合い	24	・園児の使用するあやとり紐をぴんの会有志が鎖編みで70本作成 ・編み物クラブ立ち上げ
15	24年4月	・始会式（記念撮影） ・町長と語るう ・歌を歌おう	38	・町長と一緒に会食 ・新規メンバーは随時紹介

16	24年5月	・二見町太江寺へ藤を観に行こう		・大雨のため中止
17	24年6月	・絵手紙に挑戦（趣味体験）	28	・絵手紙ボランティア「ゆずりは会」による指導
18	24年7月	・マジックショー ・レクリエーション	30	・同年代の手品のボランティア（町の教育委員長）
19	24年8月	・体験談を話そう。聴こう。 ・下半期のスケジュールの話し合い	28	・希望するメンバー
20	24年9月	・最高の人生の終わり方～自分で選ぶ人生の 終わり方～ (エンディングの書き方)	31	・在宅訪問医療医師による講話 ・「暮らしの健康手帳」を会員に配布
21	24年10月	・消費者被害について知ろう	21	・講師は消費生活専門相談員 ・商工振興課と連携
22	24年11月	・パン作りに挑戦	26	・町内の工房で体験
23	24年12月	・クリスマス会 ビンゴゲーム等	30	・賞品は会費の中からリーダーが購入
24	25年1月	・民生委員・児童委員活動について話を聴く ・社協の仕事と包括の仕事	36	・代表者及び有志の民生委員などが参加し交流
25	25年2月	・田丸保育所園児との交流会	27	・広告で作った卓上ごみ入れ及び70本のあやとり紐進呈 ・会費から自由帳を購入し進呈
26	25年3月	・25年度上半期のスケジュールについての話し合い	32	
27	25年4月	・横輪桜を観に行こう	30	・町の福祉バスを利用
28	25年5月	・去年のリベンジ 二見町太江寺へ藤を観に行こう		・町の福祉バスを利用
29	25年6月	・勢和村へ紫陽花を観に行こう（予定）		・民間バスをチャーターする
30	25年7月	・ゲーム（レクリエーション）		} 予定
31	25年8月	・歌声喫茶（音楽鑑賞）		
32	25年9月	・絵手紙体験		